平成２３年（フ）第３２号
山口県下関市安岡町２丁目13番３号
債務者　大西　一志
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
徳島県鳴門市里浦町里浦字恵美寿525番地１
債務者　池田　孝秀
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２号
徳島県吉野川市鴨島町森藤744番地12
債務者　森永　泰仁
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
徳島県阿波市阿波町南柴生144番地、旧住所徳島市津田浜之町１―10
債務者　有井　理恵
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
徳島県板野郡北島町新喜来字ヒカタ13番地64
債務者　益岡　　初
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示49番地１
債務者　尾田　裕昭
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
徳島市南庄町２丁目43番地　後藤アパート
債務者　松田　孝志
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１４号
愛媛県松山市福音寺町720番地４　清水マンション107号
債務者　竹本　朱美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
愛媛県松山市西石井１丁目11番６号　岸尾住宅
債務者　山本　加江
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
愛媛県伊予市中山町出渕２番耕地114番地１
債務者　平澤　順子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
愛媛県松山市和気町２丁目1045番地52
債務者　嶋之内澄子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
愛媛県松山市市坪北１丁目３番23号
債務者　古谷　由美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４号
愛媛県松山市森松町1087番地１
債務者　矢野　勝男
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
愛媛県松山市和泉北１丁目８番48号　江口アパート５号
債務者　宮田日奈子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
愛媛県松山市和泉北１丁目８番48号　江口アパート５号
債務者　宮田　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
福岡県飯塚市下三緒１番地16
債務者　吉村　征二
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１７９号
福岡県飯塚市伊岐須281番地82
債務者　松浦　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３３号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地14棟1454号
債務者　朝田　元紀（旧姓鍋山）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部